

第II部 中東経済論 第2章 農地改革と農業構造 3. イラン農業の構造と変化

著者	岡崎 正孝
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	地域研究シリーズ
シリーズ番号	9
雑誌名	中東--経済
ページ	84-102
発行年	1992
出版者	アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00031145

3

イラン農業の構造と変化

おか ざき しょう こう
岡 崎 正 孝

I 序 説【略】

II 「カスピ海型」農業——ギーラン州ハ
サナバード村の事例——【一部略】

III 「ゴルガン型」農業——ゴルガン地方
シーラング・ソフラ村の事例——【略】

IV 「高原型」農業——テヘラン州ターレ
ババード村の事例——【略】

V 結 語【略】

出典 「アジアの土地制度と農村社会構造」
滝川勉・斎藤仁編 アジア経済調査研究
双書167 アジア経済研究所
1968年 第3章

I 序 説【略】

II 「カスピ海型」農業——ギーラン州ハサナバード村の事例——

1. 概 況

ギーラン地方では豊富な降水量を利用して米作が行なわれている。この地方では米が主要な生産物で、水田は17.5万ヘクタール、作付延面積の約75%

を占めている（マーザンデラン地方——カスピ海東南沿岸——に10.5万ヘクタールあり、両地方で全国の水田総面積33万ヘクタールの約85%になる）⁽⁶⁾。ギーランでもとくにセフィードルード沖積平野では若干の畑地、茶栽培地を除けば、ほとんどの耕地は水田になっている。

水田の灌漑用水はかつてはセフィードルード、およびその支流、また小規模な溜池からえていた。しかし、第2次7カ年計画（1955～1963年）の一環としてセフィードルード上流にダムが建設され、水力電力省セフィードルード水利・電力庁（Sāzmān-e Āb wa Barq-e Mantaqe-ye Sefidrūd）によって水路の建設が進められ、一部の地域ではすでに給水が始められている⁽⁷⁾。

農地改革はイランでも1962年から実施された。1963年に出された農地改革の付帯条項法（Annexed Law）によって、ギーラン地方の所有上限は20ヘクタールとされたが⁽⁸⁾、この地方には零細規模の地主が多いため⁽⁹⁾、農地改革法の適用をうけ国家に収用された土地は少なく、農地改革による土地所有の急激な変化はこの地方ではあまり見られない。

調査村ハサナバードは、ギーラン州の政庁所在地ラシュト（Rasht）市の郊外、ギーランとマーザンデランを結ぶ幹線道路沿いにある人口155、戸数27の小さな村落である。ラシュト市まで14キロメートル、地区役場（Bakhshdāri）の所在地クーチェスファハーン（Kūchesfahān）まで5キロメートルで、幹線道路には頻繁にバスやタクシーが通っており、交通の便には恵まれている。

ハサナバードに土地を所有する地主はすべて20ヘクタール以下の零細地主であるため、この村では農地改革は実施されなかった。したがって、18戸の土地保有農家のうち、1戸の耕作地主を除く17戸はすべて小作農家である。米単作農村で、セフィードルード水利・電力庁の行なった実測によると、水田51.7ヘクタール、このほかに若干の立木地、屋敷畑がある。18の土地保有農家はすべて米の単作農家で、経営規模は1.1ヘクタールから4.5ヘクタールまでとなっている。第4表に示されているように、2ヘクタール、3ヘクタール経営農家が大多数を占めている（平均経営規模は2.9ヘクタール）。

労働人口は84、農業従事者は農業労働者も含めて81に達している。これは

都市の近郊であるにもかかわらず、この村が都市化の影響を受けていないことを示している。農業労働者数がかなり多く、81人の農従者のうち21人を占めている。このうち14人(男4人,女10人)は村内の農家に雇用され、残る7人(男6人,女1人)は村外で雇用されている。このほか、村外の労働者もハサナバードで雇用されており、調査年次(1963年)における雇用労働者数は常雇、季節雇のみで36人に達している。このほか、日雇、臨時雇の雇用も多くみられる。これらは、稲作経営における雇用労働のウェイトの高さを如実に示すものである。

米の栽培品種には短粒種(チャンパー)、中粒種(ビーナム)、長粒種(サドリー)の3種がある。チャンパーは耐旱性をもつが、食味、品質とも劣り、価格も安い(おもに、現地農民ならびに都市の低所得層が消費する)。一方、ビーナム、サドリーは耐旱性はないが、良質で国内市場(都市)や国外市場(ソ連など)向けに生産され、価格もチャンパーの約5割高である。ハサナバード

第3表 職業別戸数

土地保有農家	18
(うち、耕作地主)	(1)
(うち、小作農)	(17)
土地を保有しない農家	7
非農家	2
(うち、茶店経営)	(1)
(うち、巡回理髪業)	(1)
計	27

第4表 経営規模別農家数

経営規模 (ha)	農家数 (戸)
1~2	4
2~3	6
3~4	6
4~	2

第5表 職業別人口

職 種	計	男	女
農業従事(家族従業者)	60	29	31
農業季節雇、日雇	21	10	11
商業	2	2	0
その他	1	1	0
計	84	42	42

では溜池、河川灌漑が行なわれていた頃には、用水の調達が充分でなかったため、耐旱性のあるチャンパーの作付けが中心であった。しかし、1962年にセフィードルード水利・電力庁から給水を受けるようになって、ビーナムやサドリーの栽培が強化された。調査時にはサドリー、ビーナムの栽培が中心となり、それは総作付地の8割以上にもなっている⁽¹⁰⁾。サドリー、ビーナムはすべて商品化されており、この村での稲作は、商品生産的性格を非常に強くもっている(自家用飯米の生産を犠牲にした、サドリー、ビーナムなど商品生産の強化はとくに規模の小さい農家で顕著にみられる)。

以上がハサナバードの概況である。規模が小さく、経営規模が若干大きい点、交通の便に恵まれていること、ならびに、サドリー、ビーナムの栽培のウェイトが若干大きいことを除けば⁽¹¹⁾、この地方における他の農村と異なるところはない。村落の規模は村落の社会構造を問題にする場合にはとくに重視されねばならず、経済的側面を扱うにあたっても影響するところがないとはいえない。しかし、本稿の主要課題としている村落の経済構造ならびにその変化については、この村の事例はギーラン地方の他の村にも一般的に適用されることが、ギーラン地方一帯で行なった一般調査からも明らかになった。したがって、調査の規模が小さいという点は本稿ではさしたる障碍をもたらすものではない。経営規模はギーラン地方平均より約0.8ヘクタール大きく、また当地方の中心都市ラシュトに近い、ということは標準的村落と異なる点で、この点は注意されねばならない。また商品生産度の高さは、新灌漑法の導入されている村落に共通して言えることである。若干の制約はあるがハサナバードは一応ギーラン地方に特徴的な米単作の標準的農村としてよいであろう。

2. 土地所有

(1) 地主

51.7ヘクタールの水田ならびに宅地、屋敷畑を所有するのは9人の地主で

ある。各地主の所有規模は第6表に示されているように、1.4ヘクタールから13ヘクタールまでで、この9人の地主のほとんどが他村では土地を所有せず、規模の零細性が特徴的である⁽¹²⁾。

零細地主の出現をもたらした要因は、主として土地の商品化が進んだことに求められる。第6図は1926年土地登記以降の土地所有権の変遷を示したものである⁽¹³⁾。1926年には両ホジェステ (Khojesteh) 家が大部分の土地を所有していた。しかし、それが一部は相続によって、他方では売買によって(40年間に売買によって所有権が移転された土地は総耕地の約半分に達したと推定される)、土地は細分され、9人の現所有者の手に移っている。米はロシアに対する主要輸出品の一つであり、また国内でも需要のコンスタントな伸びがあり、米は商品作物としての価値をもっていた。このほか、巨額な資金を要する高原地方での土地購入に比べ、水田は小区画での取得が可能であったため、小さな資力しかもたないものでも、土地所有者になることは可能だったわけである。このような事情が土地の売買を促進し、零細地主の出現をもたらしたものと考えられる。

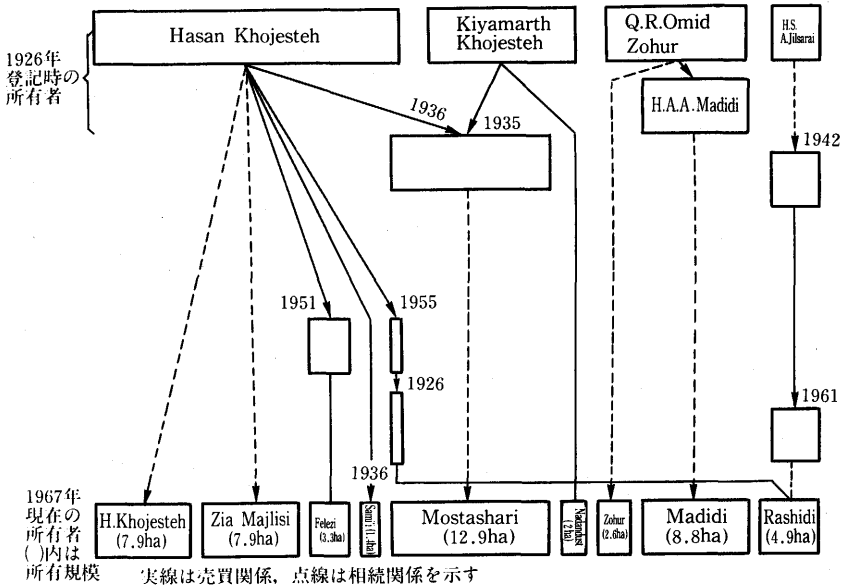
第6表 土地所有者の所有規模ならびに承譜

土地所有者名	所有面積 (ha)	小作人数	居住地	職業
Mostashari, M.	12.9	6人	Rasht市	地主
Madidi, H.	8.8	3人	Rasht市	呉服商
Majlisi, Z. ⁽¹⁾	7.9	} 7人	Rasht市	Rasht登記局次長
Khojesteh, H. ⁽¹⁾	7.9		Rasht市	地主
Rashidi, H.A.	4.9 ⁽²⁾	1人	Hasanabad村	耕作地主, よろず屋, 精米所経営
Felezi, H.	3.3	1人	Rasht市	貴金属商
Zohur, A.	2.6	1人	Rasht市	子息は教員, 軍人, 米穀商
Madandust, F.	2.0	1人	Rasht市	子息は銀行員, 本人は寡婦
Sami'i, J.	1.4	1人	Rasht市	地主
計	51.7			

(1) Majlisi, Khojesteh両氏は共同で15.8ヘクタール所有。

(2) 1.4ヘクタールを小作人に貸しつけ, 3.5ヘクタールは自営。

第6図 土地所有権の変遷



この地方の地主には、(イ)小作農→自(小)作農→耕作地主→商業など兼業→レントナー地主(商業兼業)、(ロ)商業→土地所有、の経過をへているものがきわめて多い。とくに、在村、在郷地主の数は非常に多いが⁽¹⁴⁾、かれらのほとんどすべては小作農から上昇した地主であるとみてよい。ハサナバードの場合、マジュリーシー(Majlisi)、ホジュステ、サミーイー(Sami'i)の3氏は元から地主としての系譜をもっているが、他の5氏はすべて商人もしくは小作人出身である。調査によって系譜の判明したハサン・ラシーディー(Hasan Rashidi)氏についていえば、同氏は小作人→地主→商業兼業の系譜をもつ地主である。同氏の父は隣村モジュデ(Mojdeh)で小作人であったが、ついで中間小作人(ejārehdār koll)になり、この間に蓄財し、モジュデ、ハサナバード村で土地を購入した。ハサン・ラシーディー氏は父から相続を受けた土地と兄から購入した土地を現在所有しており、その一部(1.4ha)を小作人に貸

付ける一方、約3.5ヘクタールを賃労働を使って直営している。また、モジュデで精米所、よろず屋を経営し、商業をも兼業している。調査不備のため確定出来ないが、他の4人の非地主出身者の中にも、ラシーディー氏と同じ経過をたどったものがあるかもしれない。

また、ハサナバードの9人の地主のうち、1人は在村で、残る8人はラシュト市に住んでいる(第6表)。この地方では、在村、在郷、地方都市在住の地主が一般的で、この点高原地方と大きな差異がみられる。これはすでに述べたように、小作人や小商人から上昇した零細地主が多いことによるものである。

ハサナバードの9人の地主のうち、1人は在村し所有地の一部を直営する耕作地主で、残る8人はラシュト市に住み、所有地を小作人に貸し付けている。かれらは以前は溜池建設や水田造成など積極的に生産的役割りを果たした時もあったが、現在は減免で危険負担をする以外、完全に生産的機能を失い、レントナー地主化している。

(2) 地主・小作関係の特徴

9人の地主はその所有地を分割し、個々の農民と小作契約を結んでいる。契約は文書(公正証書)によってなされ、この中で小作料をはじめ小作の権利、義務関係が明示されている。小作料は米が主であるが、小作人はこのほか一定量のニンニク、ニワトリ、ホウキ、青米なども小作料の一部として納めねばならない。米で支払われる小作料はチャンパー、ビーナム、サドリーの各品種ごとに一定量が定められており、ビーナムとサドリーは現物納で、チャンパーは代金納されている⁽¹⁵⁾。ヘクタール当りの小作料額、品種ごとの小作料は個々の契約によって異なっているが、ヘクタール平均19クーティ(1 *qūti* は33kg, 19*qūti* で627kgになる)、うちチャンパー14クーティ、サドリー、ビーナムは5クーティずつとなっている。納入期は10月下旬と11月下旬の2回で、ラシュトの地主宅で納めねばならないが、運送諸経費は地主負担と定められている。

セフィードロード水利・電力庁から灌漑用水を受ける以前には、収量も低く、1960年度の統計によればヘクタール当りモミで2160キログラム、玄米換算で1400キログラムにしかならなかった。小作料は627キログラムであるから、小作料負担は45%にも達していたのである。3ヘクタール経営農家でも、推定総収量4200キログラムから、小作料1870キログラム、種子200キログラム、6人家族の飯米900キログラムを差し引けば、市販余剰はわずか1200キログラムにすぎなくなる。早魃による収量の変動の多かった当時においては⁽¹⁶⁾、この高率小作料は農民に絶えざる脅威を与えていたのである。

減免慣行は行なわれていた。しかし、減免に応ずるか否か、またどの程度減免するかは、地主の慈悲ないし恩情に依存していたから、それだけ小作農の地主に対する従属意識も強くならざるをえなかった。

小作権もきわめて不安定であった。小作証書では1～3年の期間が定められていたが、満期後は以前の契約条件を踏襲する不定期小作になることが普通であった⁽¹⁷⁾。そのため、地主は一定の期間をおけば土地を取り上げられたし、小作料滞納があれば、農作物を差し押えたり、契約を解除し土地を取り上げることができたのである。事実、不作時には多くの農家が小作地を没収された。17戸の小作農の23件の小作契約のうち、11件は小作地の相続によるものであるが、12件は地主が前小作人との小作契約を破棄し、現小作農に貸し与えたものである(第10表基本表【略】参照)。また、この村に住む9戸の土地を保有しないものすべては、以前は小作農であったが、小作料滞納を理由に小作地を追われ⁽¹⁸⁾、農業労働者化したり、他の職業に転じていることから小作権の不安定さがうかがえる(地主による小作地没収は1951年のモサディクMosadiq政権成立前に集中している)。

低生産性、高率小作料、早魃の脅威は地主と小作の関係を単なる土地賃貸借関係のみに止めておくことはない。そこには地主による農民の支配、農民の地主に対する隷属が必然的に随伴する。小作人は米による小作料に加えて、すでにあげたニンクやホウキなども納入しなければならなかったし、果実や野菜なども随時地主宅に届けていた。正月やその他の祝日には地主宅に伺

候し、結婚は地主の許可を必要とし、また地主が求めれば無償労働⁽¹⁹⁾をも提供しなければならなかった。形式上、移動の自由はあった。しかし、小作地が長期にわたり同一の小作人に貸与されているカスピ海沿岸地方で、新たに小作地を求め、家財道具や米作に必要な農具をもって移動することは事実上不可能に近かった。工業も未発達で、都市に雇用の機会を求めることも出来なかった。農民は好むと好まざるとにかかわらず自己の小作地にしがみつかざるをえなかったのである。このような条件のもとでは必然的に地主と小作人の力関係は定まってくる。モサッディク政権が出現するまでは、ハサナバードでも、またギーラン地方の他の村でも農民は地主の厳しい支配のもとにおかれていたのである。

(3) 地主・小作関係の変化

低生産性、小作権の不安定、収穫の半分にもおよぶ高率小作料は地主・小作関係を規定する要因であった。しかし、この地主・小作関係に変化がもたらされた。その第1はモサッディク政権による種々の小作立法によってである。1952年にモサッディク政権のもとで強制労働、小作料以外の賦課などを禁止する法律や、小作料の20%を小作人と村落に還元する法律などが公布され、実施にうつされた。これはギーラン地方では効果的に実施され、強制労働は一切なくなり、小作証書に明記されているニンニクなどの納入も姿を消し、地主に納めるのは米による小作料のみとなった。1953年にモサッディク政権が倒れ、親王的ザーヘディ (Zāhedi) 政権が出現しても、これらは旧に復すことはなかった。

第2の変化。地主・小作関係の変化に決定的役割を果たしたのは、1962年から実施された農地改革である。すでに述べたように、収用された土地面積、受益農民数は多くなかった。しかし、農地改革の施行にあたって、政府は積極的に「封建的地主・小作関係の打破、旧地主制廃止」を連日ラジオを通して呼びかけた。これはトランジスター・ラジオによって、農民の間に浸透し、各地で小作料の不払い、その他反地主的行動が相次いで起こった。ハサナバー

ドではこのような過激な行動はみられなかったが、この地方一般に浸透した農民意識の変革は同様にこの村でも認められる。

現在、地主が村に来ることはせいぜい年に、1、2回であり、農民が地主宅に行くのも小作料を納入する時だけである。以前、キャドホダーは村内のあらゆる事件を地主に連絡していたが、今では地主からの連絡を小作人に伝える役割しか果たしていない⁽²⁰⁾。地主の居住地ラシュトからわずか14キロメートルの距離のハサナバードで筆者が20日間調査していたことは、筆者が調査の最終段階で地主の1人に会った時までかれは知らなかった⁽²¹⁾。また、農民も地主についてはよく知らず、農民からのインタビューによって地主の間接的調査をしようとしても失敗に終わった。そのほか、地主に対する悪口は幾度となく個人的にも、また村民が集まっているところでも聞かされた。一方、1.4ヘクタールを小作に出している在村地主は農地改革を激しく非難していたが、これは同氏の土地が収用されることを恐れたからではなく、農地改革の動きによって地主と小作人の古い関係が崩れ去ったことによるものである。これらの事例は地主・小作関係の変化を裏づけるものとしてよいであろう。

このように地主・小作関係がスムーズに変化した理由としては、イランには本来身分階層制が存在しなかったこと、日本や西洋でみられた「封建制度」がみられなかったこと、その宗教が平等を強調するイスラームであること、その他、イラン社会の特質に因ることが考えられようが、とくにカスピ海沿岸地方では農民運動をあげねばならない。つまり、この地方はヨーロッパへの門戸であり、ヨーロッパの文物はここを通過してイランに入った。また、1917年にはギーラン革命政権が成立するなど、革新的思潮の洗礼を受けた地方でもあったのである。ここではとくに農民運動がはげしく見られた。このような社会・経済的背景が、先に述べた土地立法の効果的普及の基盤を生み出したものと考えられよう。また、文書契約化もこのような社会・経済的基盤のもとで地主のとった自衛のための手段であったとみてよいのではなからうか。

このほか、用水供給の安定による増収、それにピーナーム、サドリーなど

市販用品種栽培の強化は、農民の地主に対する隷属をたち切るのに大きな役割を果たしている。セフィードルード水利・電力庁のデータによると、同庁から給水を受けるようになったところでは、年による収穫の変動は激減したのみならず、収量は増大し、平均3.6トン(玄米2.34トン)に達したと推定されている⁽²²⁾。小作料は定額で変わらず627キログラムであり、したがって小作料負担は26%に減ったことになる(以前は45%ほど)。

また、用水供給の安定により高価格のサドリー、ビーナム栽培比が著しく高まり、すでに述べたようにこれは8割にも達している。一方、小作料は従前の主要栽培品種チャンパーが主になっているため、小作料負担率はいつそう低くなった。ビーナム、サドリーの生産が全体の8割と仮定すれば、ヘクタール当りの生産額は3万2526リアルであり⁽²³⁾、小作料額は6864リアルであるため、実質小作料負担は21%にすぎなくなった。収量の半分近くにまでおよんでいた高率小作料は、用水供給の安定によって4分の1にまで押し下げられたが、これは耕作農民の所得水準を高めたのみならず、凶作による小作料未納、土地没収の脅威から農民を自由にしたのである。また、代金納されるチャンパーの価格も、現在では地主が一方的にこれを決めることは出来ず、地主の提示した価格を農民が了承しないかぎり決まらない。現在ではラシュトの卸売価格が標準になっているが、それより高い場合にはかならずといってよいほど両者の間でトラブルがおこる。筆者が調査した12月はすでに小作料が完納されていなくてはならない時期であったが、地主の1人は地方町での小売価格を提供してきたため、小作人はこれを拒否し、農務局や地区役場に調停を依頼している。

以前地主は小作人に種々の恩情的行為をしてきたという。低利での金融や、正月、結婚時などの贈物などがそれである。しかし、現在、農民の語るところによると、「そのような良い地主は今は1人もいない」とのことである。しかし、このことは、農民が地主の恩情的行為を受けることによって蒙っていた地主による束縛から自由になったことを示すものにほかならない。

現在、地主と小作人の間には、土地の賃貸借関係以外の一切のつながりは

ない。このような地主・小作関係の変化は、モサッザイク政権下の土地立法、1961年の農地改革、ダム建設など「上から」の施策に負うところがきわめて大とせねばならない。1961年の農地改革、ダム建設の真の目的が何であったかはともかくとして、現実には、これらの施策は直接生産者の地主への隷属を絶ち切るのに大きな役割を果たしたことは否定出来ない。この点において、現在王制下で進められているこれらの諸政策の進歩性は一応評価されてもよいのではなからうか。

3. 稲作経営の特徴——階層構成

- (1) 生産手段【略】
- (2) 労働力【略】
- (3) 生産物の流通【略】

(4) 階層構成

農業生産の内容にかんしては一応均質的であるが、一方には雇用労働を主にする経営があり、他方には家族労働を中心に、また労働力を販売する経営がみられる。基本的耕耘手段である役畜の保有にも、生産物商品化の方法にも、規模による差異が認められる。つまり、次節で述べるゴルガン型村落ほどではないが、農家各層の経済的性格には違いがみられるのである。そこで、以上の諸標識を中心にこの村落の農家を階層区分すればつぎのようになる。

(1) 最上層、1戸(No.1)。5ヘクタールほどの土地を所有し、うち3.5ヘクタールを直営する耕作地主。カラーチー、バルゼギヤルなどを多く雇用するほか、2家族の住込み常雇をもち、雇用労働はこの経営においては決定的となっている。経営主は農作業を一切なさず、労働者の監督を行なうだけで、隣部落で扱摺工場とよろず屋を営んでいる。耕耘手段を完全に所有しているほか、2戸の農業労働者に宅地も貸しつけている。この地方に特徴的にみられる小作農出身の小地主であり、米の仲買いも積極的に行なうなど、農業、

農業外の活動を通して上昇をはかっている。

この部落で土地所有者になったのも、またここで居を構えたのも新しいことであり、村内ではアウトサイダー的存在である。したがって、経済力は他の村民からとび抜けて高いが、村落内の政治のリーダーシップは握っていない。また、村落社会の仲間入りもしていない。これはかれが地主であることにも由来する。同氏の土地を小作する農家はわずか1戸であるが、この村落のすべての農民にとっては、かれは政府の唱導している「アルバーブ・ライヤト制打破」のアルバーブ(地主)であり、農民の同氏に対する感情、行動には、対抗意識が強く現われている。

(2) 上層, 2戸 (No. 2, 3)。4ヘクタール台の小作地を経営する農家。最上層の耕作地主ほどではないが、雇用労働の経営に占める割合は非常に高い。生産物はすべてラシュトのバーザールで販売している。また、他部落の農民からも米の仲買いをしたり、村内外の農民に金融も行なっている。この2戸の農家がハサナバードの政治のリーダーシップを握っており、1人はキャドホダー⁽³⁰⁾、1人は農協理事長をしている。No. 1とともに立派な家に住み、子弟にはラシュトで中等教育を与え、かれらの離農化をはかっている。したがって、将来兄弟間での土地の分割による経営の縮小はおこらない。

(3) 中層, 11戸 (No. 4~14)。経営規模2ヘクタール以上4ヘクタール未満の小作農。季節雇い労働者を雇用する農家が多いが、上記2階層とは異なり雇用労働は家族労働の補完的役割を果たしているにすぎない。ネスフェ・ガーウによる役牛の保有がこの層では多くなる。農外所得はないが、労働力を売ることもない。ラシュトの学校に子弟を通わせる力はなく、せいぜいクーチェスファハーンの中学校止まりである。かれらは上述の階層の子弟とは違い、村に残り小作地の分割を受けて小作人になるのが一般的であり、将来この層での人口論的分化による経営規模の縮小は避けられない。

(4) 下層, 4戸 (No. 15~18)。1ヘクタール台の小作地を経営する農家。雇用労働はなく、日雇いとして被傭労働を出している場合が多い。ネスフェ・ガーウによる役牛の保有が一般的である。この階層では商品生産のウェイト

がとくに高く、自家飯米を購入に頼る割合はきわめて大きい。この層の農家は二、三男などが多く、小作地分割によって生じた零細農ということがいえよう。

(5) 最下層、9戸。土地を保有せず、労働力を販売することによってのみ生計を支えているもの。かれらはすべて元は小作人であり、苛酷な地主・小作関係の犠牲者である。労働力の販売は農業のみならず、絨摺工場での賃労働やその他の作業にもおよぶ。村落内での社会的、経済的地位はもっとも低い。

(5) 農業機械化と階層分化

ハサナバードでは人口論的分化はみられても、経済力の差による経営規模の拡大・縮小は起こっていない。農業の技術的水準はおしなべて同一であり、また、増収が実現された結果、青田売りの必要もなくなり、商人の収奪が緩和されたことがその原因と考えられよう。

しかし、これでもってハサナバード、またこの地方の米作農村の階層構成が近い将来においても固定的であるとは結論づけられない。というのは、現在、農業の経済構造に変化をもたらす要因が経営内部に入りこんできたからである。それは農業機械化の進展である。カスピ海沿岸地方では耕耘過程の機械化は1963年以降急速に進んだ。農業機械輸出国である日本は、イランをもっとも有望な市場の一つとしてとらえ、1964年には現地で農業機械見本市を開くなど、積極的に売込みをはかった。農業機械メーカーの競争とともに、現地における輸入業者、ディーラー間の競争も激化し、その結果、とくに自動耕耘機のカスピ海地方米作農村への導入は急速に進んだのである。この地方で使用されている耕耘機はすべて日本製であるが、第9表からもその事情の一端はうかがえよう。現在、1万3000台ほどの耕耘機が稼動していると推定されており、30ヘクタールに1台くらいの割合で耕耘機が導入されていることになる。

ハサナバードには耕耘機を所有する農家は現在1戸もない。しかし、賃耕

の形での機械耕は行なわれ始めており、1965年には4農家が、66年には12農家が賃耕業者を雇っている。66年では賃耕業者雇用農家はほとんどが1～2日雇うのみで、畜耕がまだ主力をなしているが、一部には耕起はすべて賃耕により、代かきのみを牛を使う農家も現われており、機械賃耕への需要はいつそう高まる傾向にある。賃耕業者に耕耘作業を委ねるかぎり、農民は重労働を避けることができるだけでなく、バルセギヤル労働者の雇用の必要性もなくなる。また機械賃耕費は、役牛による賃耕費やネスフェ・ガーウとしての出資者への支払いや役牛飼育に要する費用と比べても決して高くない。これらのため、賃耕業者の雇用、もしくは自動耕耘機の購入は進み、近い将来畜耕が機械耕に代替される可能性は大きいと考えられる。

現在、地力維持は水の天然補給的機能と、落葉、ワラ、厩肥の投入によっているが、なかでもヘクタールにつきほぼ1頭いる牛の生産する厩肥(水田の地力維持の最低線とされている)が最大の有機質肥料として、地力維持にもっとも重要な役割を果たしてきた。しかし、耕耘過程の機械化が進めば必然的に役牛数は減少する。役牛の減少は最大の肥料供給源を失うことになるのであ

第9表 日本からの対イラン自動耕耘機の輸出

年	台数
1957	1
1958	7
1959	54
1960	117
1961	424
1962	763
1963	4,031
1964	4,369
1965	1,190
1966	2,309
1967	3,913

(出所) 大蔵省編「日本外国貿易年表」(日本関税協会、1957～1967)。

る。また、機械耕によって従来の長床犁による浅耕に代り、深耕が実現される。在来の施肥体系を改善することなく——つまり減少した厩肥に代り、他の肥料を投入せず——、浅耕を深耕に変えれば、短期的にはともかく、長期的にみて増収どころか減収の危険は大いにある。一方、深耕によって生じた要肥量を緑肥、化学肥料、新たな有畜農業経営を行なうことによって獲得される厩肥を投入するなど、合理的な新しい地力維持体系を導入した場合には、生産力は大きく上昇するであろう。低い技術水準による農法に拠っていた場合には、経営間に規模の差こそあれ、土地生産性にさしたる差はなかった。しかし、機械化の進展は、新しい農法体系を導入する農家に生産力水準の上昇をもたらす可能性を与え、また古い農法をそのままつづける農家にその停滞、また下降をもたらす。つまり、新たな農法体系への対処の差によって、農家間の生産力水準に大きな差が生ずることが考えられる。

賃耕に対する需要の増大は、ゴルガン地方における大型トラクター、コンバイン導入のように賃耕収入を見込んでの零細規模の農家による耕耘機導入⁽³¹⁾、つまり機械購入層の拡大をもたらすことは必至である。そして、農家による機械耐用年限の差、賃耕業としての成否、などは機械購入者間における上昇、下降の現象をもたらすことになるであろう。

機械化の進展は土地保有農のみならず、農業労働者に多大の影響を及ぼす。つまり、すでに指摘したようにこの地方の米作は多くの男子労働力をバルゼギャルとして吸収している。しかし、耕耘過程の機械化はこれらバルゼギャル労働者に対し、農業内における雇用の機会を奪うことになるからである。

また、新しい灌漑法の導入によって、自給食糧生産としての性格が強かった稲作は、商品生産的農業の色彩をいちじるしく強めたが、販売能力の差異は農家間の経済力の差をいっそう拡大することであろう。

このように、農業機械化の進展は、商品生産的農業の展開とあいまって、従来の停滞的農業に変化をもたらす要因として作用し、人口論的分化しかみられなかったハサナバードに次節で述べる「ゴルガン型」農業ほどではないにしても、かなり激しい「動き」を惹き起こすものと思われる。

III 「ゴルガン型」農業

—ゴルガン地方シーラング・ソフラ村の事例—【略】

IV 「高原型」農業

—テヘラン州ターレババード村の事例—【略】

V 結 語【略】

〔注〕 _____

- (6) 岡崎正孝編『イラン農業統計』, アジア経済研究所, 1965年, 39ページ。
- (7) 計画完成時には、ギーラン地方平野部全域の33万ヘクタールに用水路網ができることになっている。
- (8) 1961年10月, アリー・アミーニー (Ali Amini) 内閣のもとで農地改革法が制定された。この法律では所有上限は1村と定められ, 1村以上を所有する地主の土地は収用され, 耕作農民に配分された (政府発表の統計によると, 全国の4万8592村のうち8042村が法律の適用を受けたとのことである)。続いて, 1963年1月17日に“Annexed Article Law to the Land Reform Law”が承認され, この中で地方ごとに所有上限が20ヘクタールから100ヘクタールと定められた (これを農地改革の第2段階と普通称している)。
- (9) 岡崎正孝「イランにおける地主の一類型——カスピ海地方の地主の実態——」(『アジア経済』, 1966年7月号), 40~53ページ参照。この論文では, ギーラン州クーチェスファハーン地区の全土地所有統計 (実測統計) をもとに, この地方の地主の零細性を実証している。
- (10) 各農家の品種別播種量は, 基本表【略】に示されている。これによると, チャンパーの播種量は全体の15%弱 (200 *qūti*のうち29 *qūti*) にすぎないことがわかる。また, チャンパーの市販余剰はなく, すべて村内で消費されるところである。これを前提に, 基本表のデータを使って, チャンパー生産量の総生産量に占める割合を計算すると次のようになる。
- (A) 収量 3270 *qūti* ($65 \text{ } qūti / \text{ha} \times 50.3 \text{ ha}$)
- (B) チャンパー消費量
- (i) 完全自給農家の消費量 200 *qūti* ($5 \text{ } qūti \times 40 \text{ 人}$)
- (ii) 不完全自給農家の消費量 224 *qūti* ($5 \text{ } qūti / \text{人} \times \text{各農家の人員} \times \text{自給率}$)
- (iii) 季節雇労働者の消費量 34 *qūti* ($5 \text{ } qūti / \text{人} \times \text{労働者数} \times \frac{\text{雇用期間}}{12}$)
- (iv) 季節雇女子労働者への現物による労賃支払額
165 *qūti* ($16.5 \text{ 人} \times 10 \text{ } qūti / \text{人}$)
- (v) 常雇労働者消費量 5 *qūti* ($5 \text{ } qūti / \text{人} \times 1 \text{ 人}$)

計

628 *qūtt*チャンパーの収穫比 $B/A \times 100$ 19%

- (11) 1956年の統計 (Iran, Ministry of Interior, Public Statistics, *National and Province Statistics of the First Census of Iran: November 1956*, vol. I <Tehran, 1961>, pp. 366-369), によれば, ギーラン地方の村落の平均人口は510~570人である(ハサナバードは155人)。経営規模の平均は2.1ヘクタール(岡崎編『イラン農業統計』, 33, 73ページ)。サドリー, ビーナームの栽培は, ギーラン農務局の官吏の話によると50~60%とのことである。
- (12) ヘクタール当りの小作料(現金換算)は平均6800リアルである。最大規模の地主でも小作料収入は9万リアル弱, もっとも少ないものは1万リアル弱にすぎない。大学卒初任給が月1万リアル以上であるところからも, これら地主にとって小作料収入はまさに副次的意味しかもっていないことがわかる。
- (13) ギーラン登記局での登記台帳の調査と, 農民からの聴き取りによる。
- (14) 岡崎「イランにおける地主の一類型」, 48ページ。Kucheshfahan地区の全土地所有者1942人のうち, 在村, 在郷の土地所有者は1134人に達している。
- (15) チャンパーの代金納はかなり古くから行なわれていたようである。
- (16) この地方は冬雨型で, 出穂期前の要水期に降水が少ない。したがって, この時期の降水量が収量を左右するもっとも大きな要因となっていた。
- (17) 筆者は一農民の小作証書をみたが, それは1954年4月6日から翌年2月10日まで効力をもつもので, 満期後現在まで同一の小作条件で小作されている。
- (18) 9戸の土地を保有しない農家の小作地没収の経過を示せばつぎのようである。
- (1) M.R.氏, 小作料未納(わずか6 *qūtt*)のため1948年に没収された。
 - (2) M.S.氏, 僅少量の小作料未納を理由に1959年に没収された。
 - (3) M.H.氏, 隣村で2haの小作地を経営, 1945年頃没収され, 移動労働者となり, 10年ほど前に来村。
 - (4) M.A.氏, 父は隣村で小作地経営, 没収され(1960年代), 労働者となる。本人は1956年に来村。
 - (5) A.R.氏, ハサナバードで3.5haの小作地を経営していたが, 1946年に没収され, 労働者化。
 - (6) S.A.氏, 父はハサナバードで小作人であったが, 没収され, ラシュト市で労働者となる。本人は父の死後, 来村。
 - (7) M.B.氏, 父は隣村で小作地約1.5haをもっていたが, 1950年に没収された。本人は1959年に来村。
 - (8) A.A.氏, 父は隣村で小作人, 40年代末に没収された。本人は理髪業見習いとなる。1959年に来村。
 - (9) N.A.氏, 父は隣村で小作であったが, 40年代末に没収され, 来村。小さな

茶店を開く。

- (19) 在村、在郷地主で手作りを行なっている場合には、小作人は1年に何日かの無償労働を要求されていた。ハサナバードには耕作地主は当時いなかったの
で、無償強制労働はなかったとのことである。
- (20) 現在、キャドホダーは地主の代理人としての機能ではなく、政府の行政諸機
関（地区役場、憲兵隊、その他）の末端の機関としての役割を果たしている。
- (21) 大野盛雄氏が1963年に北西イランで農村調査をされたが、調査村の地主の1
人で私の友人でもあるH.S.氏は大野氏の調査のことを来日時にはじめて知っ
た。同氏の語るところによると、以前はかりに地主が遠方に住んでいようが
キャドホダーは地主にこのようなことは通報してきたが、現在はいっさいこの
種の連絡はしてこなくなったとのことである。
- (22) これは同庁の坪刈りによるデータで、農務省関係者などの説明とあわせて
も、かなり信憑度の高い数値といえる。
- (23) サドリー、ビーナムの収穫時の価格を1キログラム当り15リアル、チャン
パー9.5リアルとして試算した。
- (30) 現キャドホダーは長らくその地位を保っている。現在は村民の推挙によっ
て、地区長が任命している。その機能は行政機関の末端の官吏(無給)ともいっ
てよい。地区役場、各省出先機関、警察署などからの命令はすべてキャドホダー
によって執行される。また、村内で起こった事件を、各機関に連絡する責任な
ども負っている。各地主は以前、それぞれキャドホダーをもっていた。現キャ
ドホダーの父はこの村の耕地の大部分を所有していた地主のキャドホダーで
あり、当時は地主の権力を背景に村内で大きな発言力をもっていた。地主の零
細化、地主権力の弱体化とともに、地主の力を背景にしたキャドホダーの力も弱
まったが、現在は公権力を後楯に村内でのリーダーシップを握っている。
- (31) ゴルガン地方における零細規模農家（5 ha未満）の大型トラクターやコンバ
インの購入は1960年以降急速に進んだ。詳しくは、岡崎正孝『イランにおける
企業的農業の進展』（アジア経済研究所、1965）、97～104ページ参照。

（岡崎正孝／執筆時：アジア経済研究所調査研究部、現：大阪外国語大学教
授）